

福島県民間借上げ住宅のご案内

【受付期間は令和元年10月28日から令和2年5月末日まで】

令和元年台風19号や10月25日(金)の大雨による災害により住宅に甚大な被害を受けた方を対象に、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げて被災者の皆様に提供する制度です。

1 対象となる方

入居対象者(次の(1)~(4)いずれにも該当する方)

- (1) 災害救助法が適用された日(令和元年10月12日)にいわき市に居住する方
- (2) 次のいずれかを満たす方
 - ア 住居の全壊、全焼又は流出により居住する住宅がない方
 - イ 半壊(大規模半壊を含む)であっても、水害等により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
 - ウ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期(1カ月以上)にわたり自らの住居に居住できないといわき市長が認める方
- (3) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない方
- (4) 災害救助法に基づく「応急修理制度」を利用していない方(併用不可)

2 入居期間

原則1年間(当初契約締結の日から2年間を限度に延長可)

3 借上げ対象住宅

次のいずれにも該当する県内の住宅が対象となります。

- (1) 貸主から同意を得ているもの。
 - (2) 昭和56年(1981年)以降に建設された住宅、もしくは耐震診断、耐震改修等により安全性が確認された住宅であること。
 - (3) 家賃が1カ月あたり6万円以下(対象世帯が5名以上(乳幼児を除く))である場合にあっては9万円以下)であること。
- 注) 借上げ対象住宅については、別紙の「不動産会社一覧表」等からご自身で不動産店に訪問又は連絡し、物件を選定して頂くこととなります。

4 負担する費用

家賃、礼金(家賃の1カ月分を限度)、仲介料(家賃の0.55カ月分を限度)、退去修繕負担金(家賃の2カ月)^{※1}、損害保険料^{※2}、入居時鍵等交換費(社会通念上必要な金額を限度)は福島県が負担となり、福島県負担以外の光熱水費、管理費、共益費、駐車場費、自治会費及び入居者の故意又は過失による損壊に対する修繕費用等は、入居者負担となります。

なお、共益費、管理費及び駐車場費(1台分に限る)については、家賃と共益費、管理費及び駐車場費(1台分に限る)の合計額が、家賃の上限額を超えない場合は福島県負担となります。

^{※1} 物件の明け渡し時における原状回復(通常消耗及び経年劣化を含む。)に要する費用に充てるための負担金です(退去時の清算は不要)。

^{※2} 県(借主)が保険に加入します。なお、家財保険に加入する場合は、入居者負担となります。

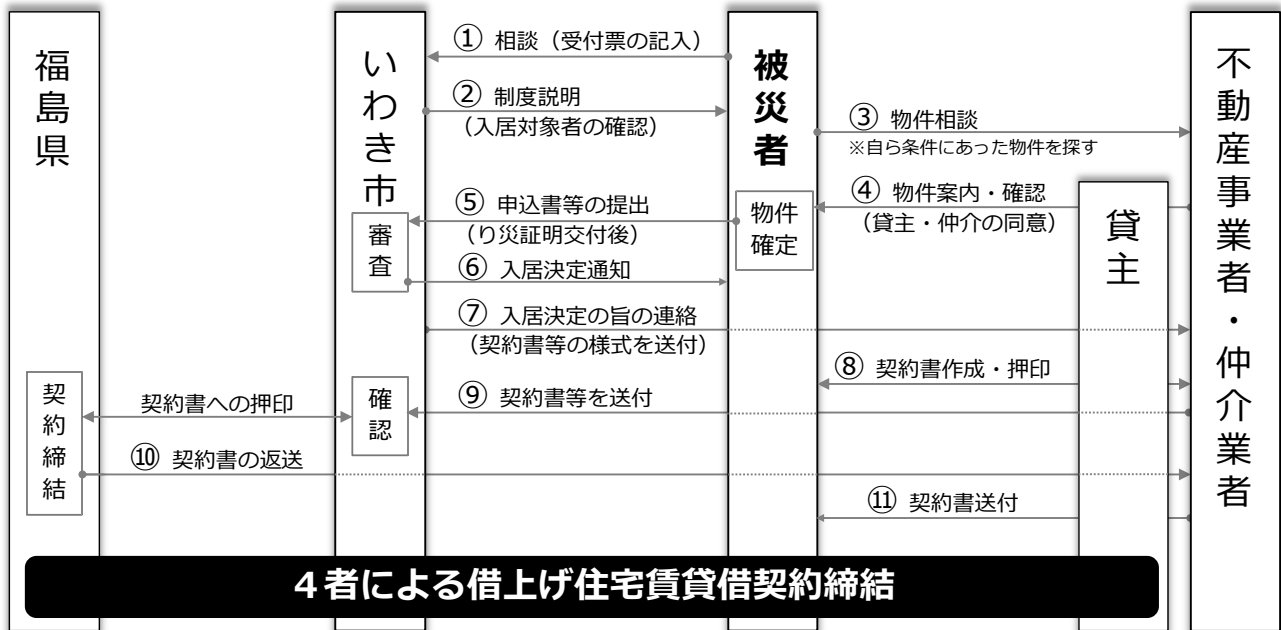
5 受付窓口及び受付時間

受付窓口	窓口開設日	開設時間
市役所本庁舎 6階住まい政策課	1月6日～5月29日(平日のみ)	8時30分から17時00分まで
市文化センター 3階大会議室	10月28日～12月27日	9時00分から17時00分まで
小川公民館	10月28日～11月7日	8時30分から17時00分まで
市宮上好間団地集会所	10月28日～11月7日	8時30分から17時00分まで
平第四小学校	11月2日～11月7日	9時00分から16時00分まで
赤井公民館	10月28日～11月7日	9時00分から16時00分まで

注) 受付期間は、状況に応じて変更する場合があります。

注) 郵送の場合、令和2年5月31日の消印有効となります。

6 入居までの手続の流れ



※手続きは①から⑪の順となります。

	実施者	実施内容
①	被災者	いわき市へ相談。受付票に必要事項を記入し提出
②	いわき市	入居要件や申込時の必要書類等の配布・説明 ※受付票の写しを返却、「不動産会社一覧」を参考に配布
③	被災者	不動産事業者・仲介業者へ相談の上、入居希望物件を選定
④	不動産事業者・貸主	物件が借上げ住宅の要件に合致することを確認し、「福島県借上げ住宅申込書」のうち、「借上げ住宅の状況」及び「貸主及び仲介業者の承諾」覧に必要事項を記入及び押印し、被災者に返却
⑤	被災者	申込時提出書類をいわき市へ提出
⑥	いわき市	入居要件等に該当するか審査の上、入居決定通知を被災者へ送付
⑦		(不動産事業者へは決定の旨の連絡及び合わせて契約時に必要な書類等を送付)
⑧	被災者・貸主・不動産事業者	不動産事業者において契約書を作成(4部)、被災者、貸主及び不動産事業者による押印
⑨	不動産事業者	いわき市住まい政策課へ契約書等を送付 [〒970-8686 いわき市平字梅本 21 TEL: 0246-22-1178]
⑩	福島県	契約書締結し、不動産事業者へ契約書を返送
⑪	不動産事業者	貸主及び被災者(借主)へ契約書を送付

7 受付時提出書類

書類名	様式名	記載対象者・備考
借上げ住宅受付票	様式1	被災者

※「借上げ住宅受付票」は、受付時に写しを返却し、原本は市が保管します。

8 申込時提出書類

書類名	様式名	記載対象者・備考
借上げ住宅受付票（写し）	様式1	被災者
福島県借上げ住宅申込書	様式2	被災者 注）「借上げ住宅の状況」及び「貸主及び仲介業者」承諾の欄は、貸主及び不動産事業者が記載・押印
誓約書	様式3	被災者
り災証明書	—	原本
確認書	様式4	被災者（確認者欄を除く）※該当する場合のみ
住宅要件の確認書	様式4-1	貸主
切替契約に係る同意書	様式5	貸主及び被災者 ※該当する場合のみ
チェックリスト	様式6	被災者

9 契約以降の関係書類

契約時については、不動産事業者において「契約書（様式9）」、「重要事項説明書」、「請求書（様式10）」及び「定期賃貸住宅契約についての説明書（様式11）」を作成し、『いわき市住まい政策課』宛てに提出します。

なお、契約時の必要書類等については、入居決定の旨の連絡時に不動産事業者（仲介業者）へ連絡します。

また、借上げ住宅を退去する場合は、退去日の1カ月前までに「仮設住宅等使用終了届（様式12）」をいわき市住まい政策課に提出して下さい。

10 既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方（令和1年12月2日から緩和）

令和元年10月12日以降、既に個人で契約して入居している場合でも上記の「1. 対象となる方」や「3. 借上げ対象住宅」などの要件を満たしている場合には、当制度の適用となります。

なお、当制度に基づく4者契約への切替に伴う、当初契約時に負担した退去修繕負担金や仲介手数料などの精算については、貸主や不動産会社の方と相談してください。

※ ご不明な点は、下記担当にご連絡頂くか、市公式ホームページをご確認下さい。

【問い合わせ先】

いわき市住まい政策課

民間借上げ住宅担当 TEL：0246-22-7593

